

おしゃべり府中市政 会則

第1条（名称）

本会は、おしゃべり府中市政と称する。

第2条（所在地）

本会の事務所は、府中市宮町 3-14-3 とする。

第3条（目的）

本会は、府中市民が自由かつ対等に市政について対話できる場を設けることを目的とする。定期的な対話会の開催を通じて、市民相互の理解を深め、地域社会における建設的な議論と主体的な市民参加を促進する。団体として特定の思想・宗教・政党を支持または反対する立場はとらず、中立的な運営を行う。

第4条（事業）

本会は次の事業を行う。

- 1 オンライン市政カフェ：常時オープンチャットを運営
- 2 対話会の定期開催：公園や喫茶店に集まり市政をテーマに語り合う
- 3 YouTube チャンネル：市政ニュースまとめ、公共施設紹介、告知動画等
- 4 市議会議事録の要約 Web サイト運営

第5条（運営メンバー）

- 1 本会の活動は、運営メンバーおよび参加者によって行う。
- 2 運営メンバーは、本会の趣旨に賛同し、活動の企画および運営を担う者とする。

3 運営メンバーとなる者は、本会名簿登録のため次の事項を代表者に届け出るものとする。

(1) 氏名

(2) 市内在住の有無

(3) 氏名公開希望

4 名簿からの削除を希望する場合は、代表者に届け出るによりこれを行う。

第6条（役員）

本会に次の役員を置く。

1 代表者 1名

2 代表者は本会を代表し、会務を統括する。

第7条（会計）

本会の経費は、寄付金その他の収入をもって充てる。

第8条（事業年度）

本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第9条（会則の変更）

会則の変更は、運営メンバーの協議により決定する。

第10条（意見の取扱い）

本会の活動において表明される意見は各個人の見解であり、本会として特定の見解を示すものではない。

(附則)

本会則は2026年3月10日から実施する。

(設立年月日)

2026年3月10日